

# 特定口座を開設されているお客さまへ

いつも**ちばぎん**をご利用いただきありがとうございます。

平成20年度税制改正により、平成21年以降の所得計算において、上場株式等の譲渡損失と上場株式等の配当所得が損益通算可能となりました<sup>(注)</sup>。さらに、平成22年以降は、**源泉徴収ありの特定口座**において株式投資信託の譲渡損失と普通分配金に係る配当所得との自動通算が可能となります。(下記参照)

(注) 平成21年分の譲渡損失と上場株式等の配当所得を損益通算する場合は、確定申告が必要です。

## 譲渡損失と配当所得の自動通算の例

※取引期間は平成22年1月1日～平成22年12月31日とします。(受渡日基準)

### ① 期間中、解約・買取・償還取引で譲渡損失が10万円発生

### ② 期間中、普通分配金(配当所得)が20万円発生

※普通分配金は、受取時に10%(所得税7%、住民税3%)が源泉徴収されるため、期間中に2万円が源泉徴収されています。

### ③ 平成22年12月の最終営業日に、年間の譲渡損失と配当所得を自動通算

● 1年間で、譲渡損失10万円・配当所得20万円

⇒ 配当所得から10万円を控除

⇒ ②で期間中に源泉徴収されていた2万円のうち、1万円が還付されます

(翌年最初の営業日に指定預金口座に入金します)

● 残った配当所得10万円に係る申告は不要

※源泉徴収ありの特定口座において譲渡損失と配当所得を自動通算する場合、当行の投資信託受益権振替決済口座において発生する全ての配当所得(一般口座にある株式投資信託の普通分配金も含まれます)が自動通算の対象となります。

※自動通算の対象は、当行の源泉徴収ありの特定口座内に受け入れた株式投資信託の譲渡損失と配当所得のみです。他の金融機関における特定口座内の譲渡損失や配当所得等とは自動通算されません。

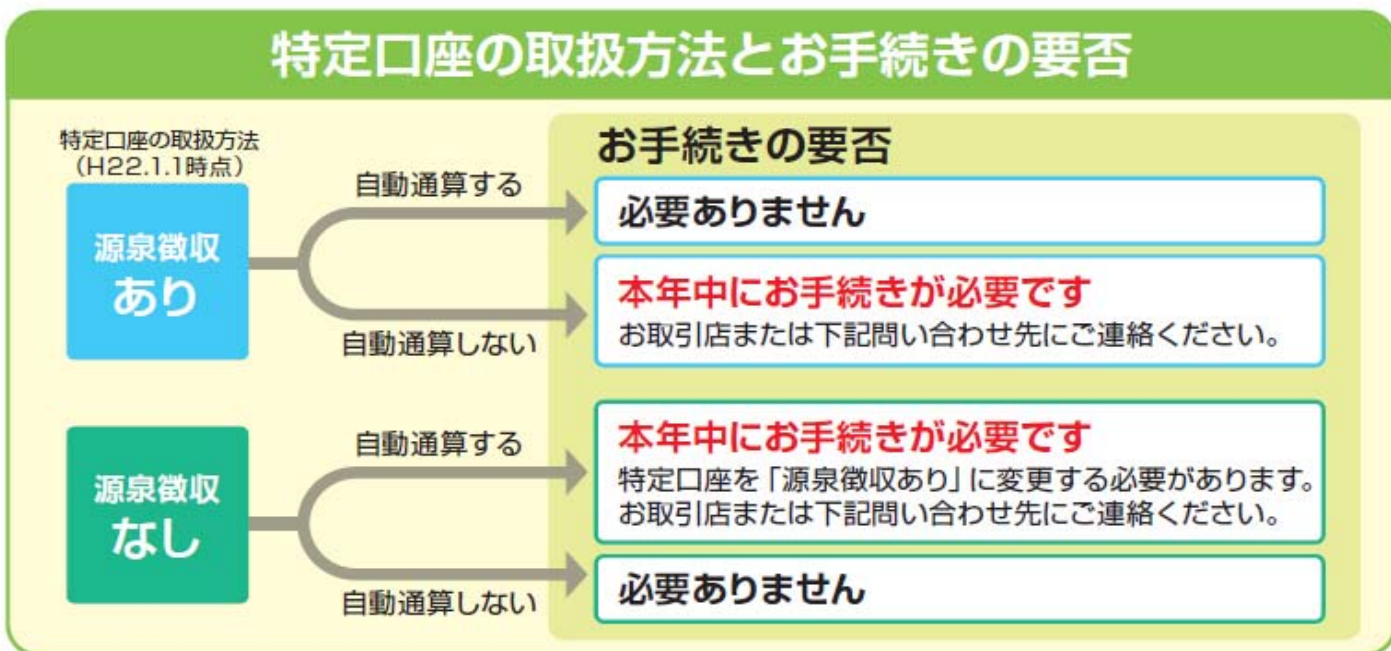
※自動通算された特定口座内の損益について確定申告をする場合には、いったん通算前の所得金額(上記の例では、譲渡損失10万円と配当所得20万円)に戻して申告をしていただくことになります。

本取扱いの開始に伴い、「投資信託特定口座規定」の一部改定および「特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する規定」の制定を行います。詳細については、同封の「投資信託特定口座規定 新旧対照表」および「特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する規定」をご参照ください。

平成22年1月1日時点で源泉徴収ありの特定口座を開設されているお客さまについては、特段のお手続きの必要なく「譲渡損失と配当所得との自動通算」のお取扱いをご利用いただけます。

※ 源泉徴収ありの特定口座を開設されているお客さまで**本取扱いを希望されないお客さまについては本年中に手続きが必要となります**ので、お取引店または下記問い合わせ先にご連絡くださいますよう、お願いいたします。

なお、「特定口座のお取扱方法」と「株式投資信託の譲渡損失と配当所得との自動通算（下図において「自動通算」といいます）」の関係におけるお手続きの要否は下図のとおりです。



## ご注意

● お客さまの平成21年11月17日現在の特定口座のお取扱い方法について、宛先住所を記載した台紙に表示していますので、お手続きの要否を確認する際に参考にしてください。

※ 平成21年12月31日時点で2年以上特定口座に係る残高がない場合は、租税特別措置法の規定により平成22年1月1日付で「特定口座がみなし廃止」されます。特定口座がみなし廃止となった場合は、みなし廃止日以降の最初の株式投資信託ご購入時に、再度特定口座に係るお手続きをして頂くことで、譲渡損失と配当所得との自動通算が可能になります。なお、特定口座に係るお手続きは店頭のみのお取扱いとなります。

※ 上記に該当しない場合、特定口座のお取扱い方法は継続されます。

## お問い合わせ先

● お取引店

● **ちばぎん** テレフォンバンキングセンター

**受付時間** 9:00~21:00 (月~金 ただし、銀行の休業日を除く)

**フリーダイヤル** **0120-86-7889** (通話料無料) ※ 携帯・PHSからもご利用いただけます。

海外からの通話などフリーダイヤルをご利用いただけない場合

**043-300-3270** (通話料はお客さまのご負担となります)